

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

平成23年

## 目 次

議案第 50 号	市道路線の廃止について	1
議案第 51 号	市道路線の認定について	8
議案第 52 号	工事請負契約の変更について	17
議案第 53 号	不動産の取得について	25
議案第 54 号	不動産の取得について	31
議案第 55 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について	38
議案第 56 号	指定管理者の指定について	40
議案第 57 号	指定管理者の指定について	41
議案第 58 号	鎌倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制 定について	42
議案第 59 号	鎌倉市子育て支援事業基金条例の制定について	45
議案第 60 号	鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第 61 号	鎌倉市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	50
議案第 62 号	鎌倉市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例の制定 について	53
議案第 63 号	鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第 64 号	鎌倉市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定につ いて	58
議案第 65 号	平成23年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号）	62
議案第 66 号	平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）	67

議案第 50 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

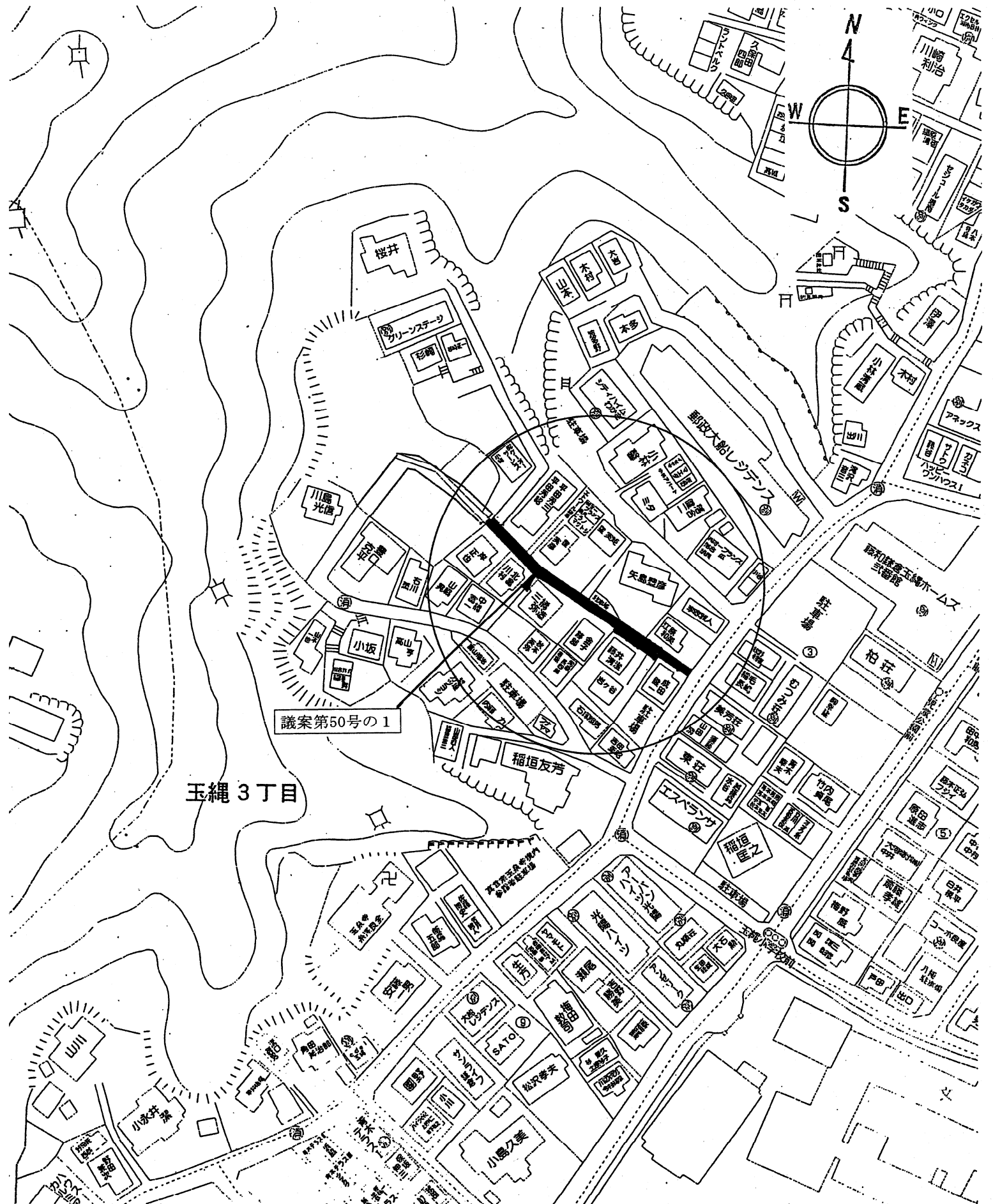
廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m <sup>2</sup>	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	玉 縄 三 丁目	595番 7	玉 縄 三 丁目	602番 7	2.17～ 4.48	75.92	211.23	3
2	玉 縄 三 丁目	602番 1	玉 縄 三 丁目	683番 1	3.03～ 4.77	117.08	517.82	4
3	台 四 丁目	1289番 3	台 四 丁目	1276番 1	1.64～ 2.50	55.59	100.79	5

# 案内図

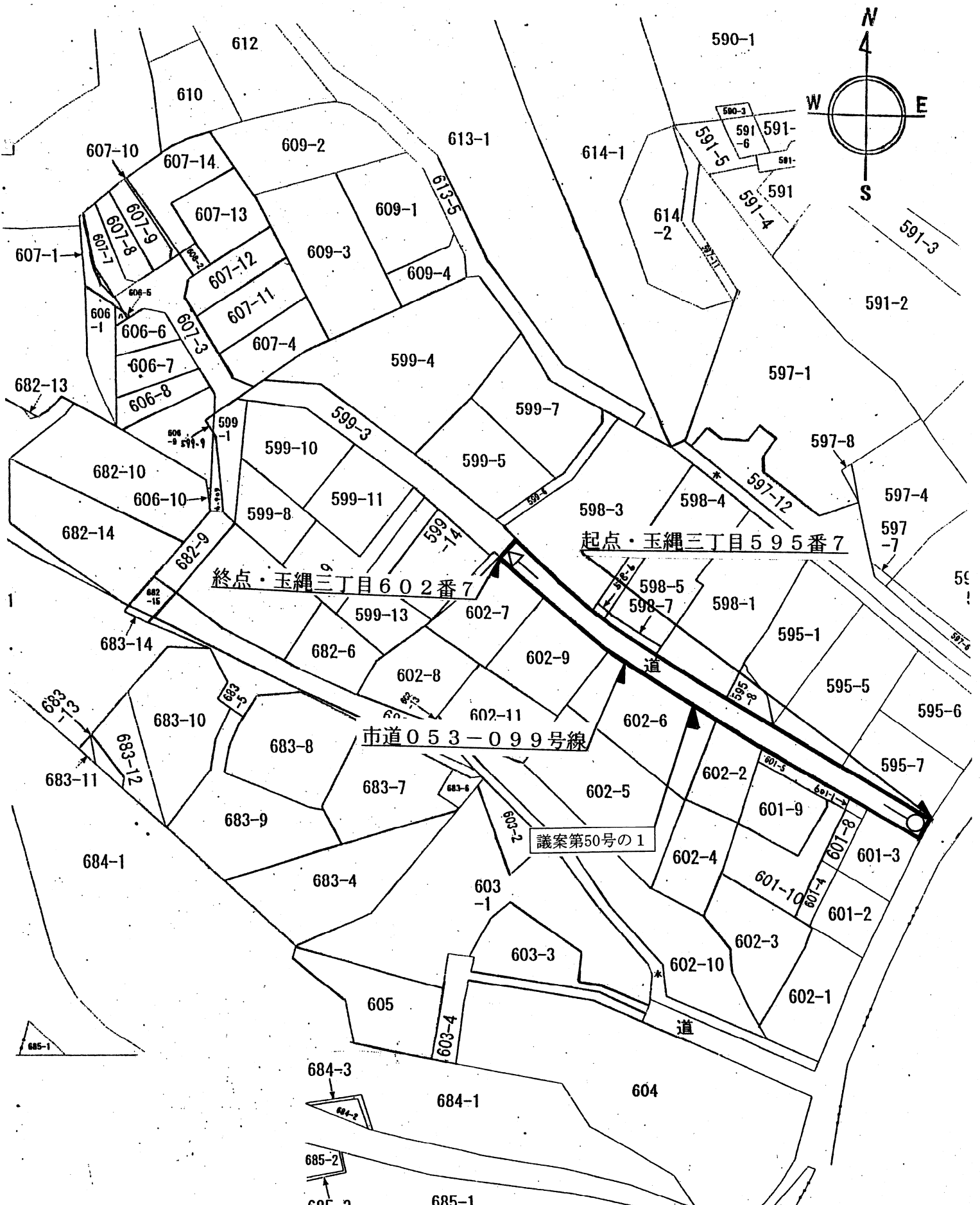
凡例  廃止箇所

図面番号 3



# 公図写

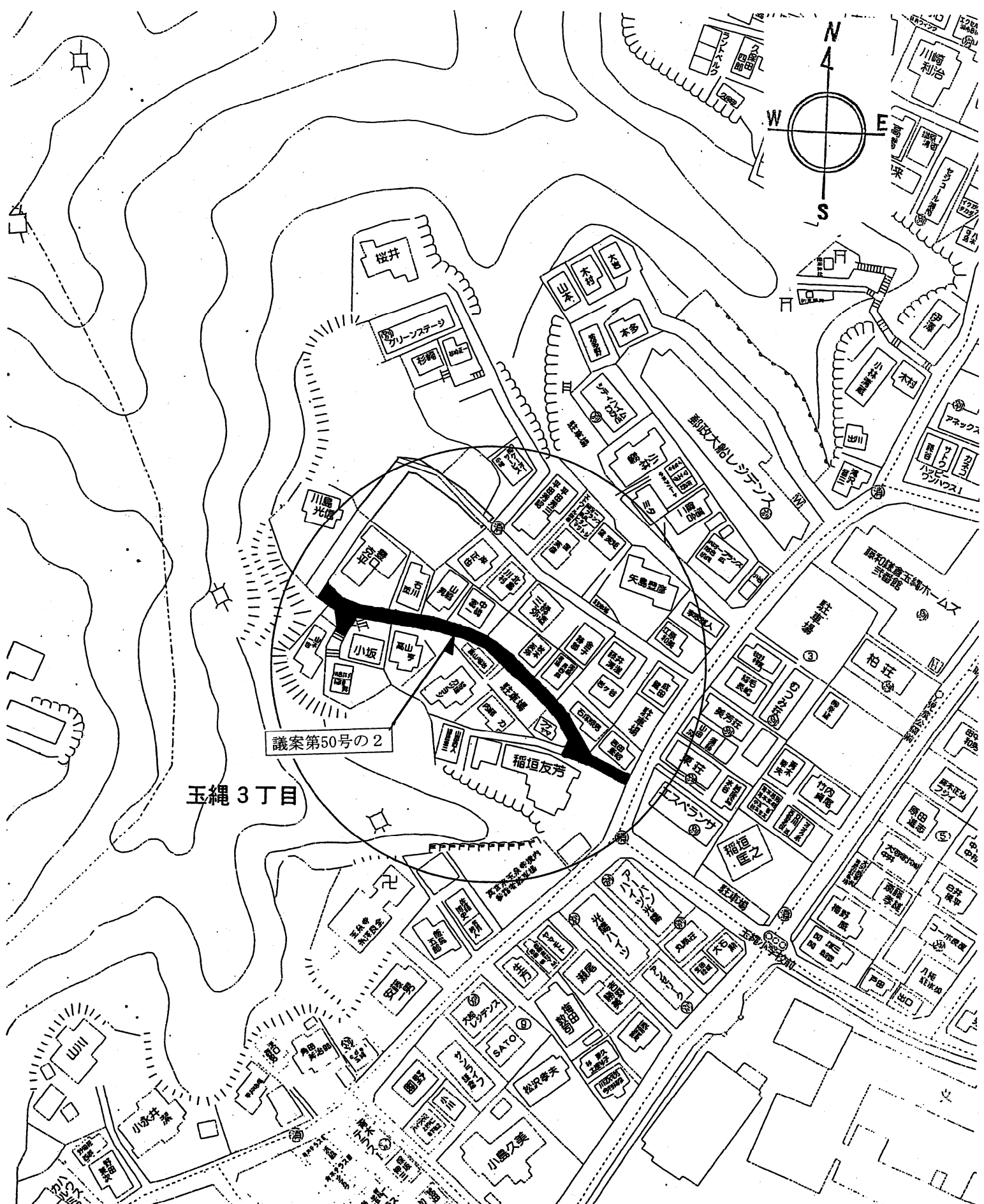
図面番号 3



# 案内図

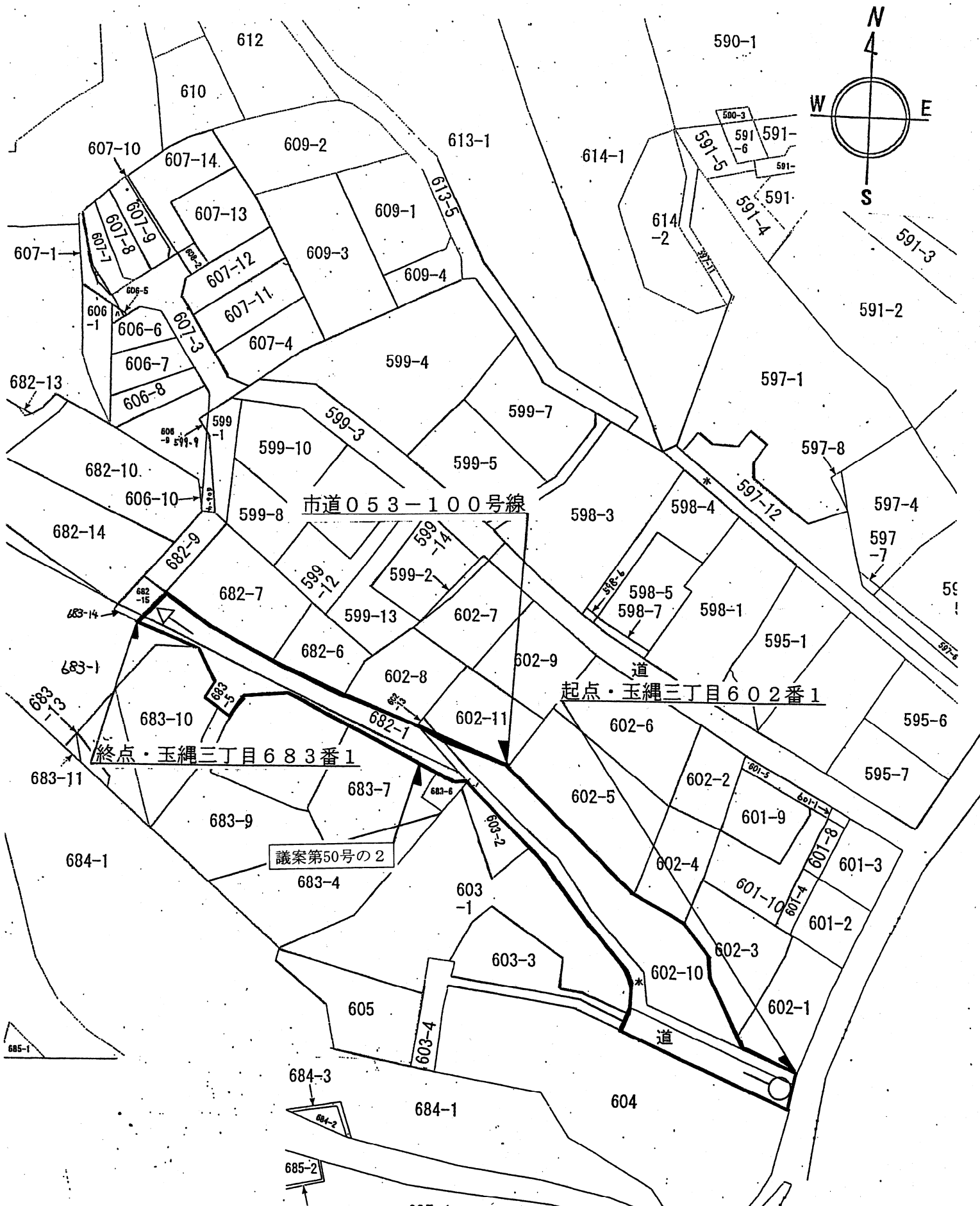
凡例  廃止箇所

図面番号 4



# 公図写

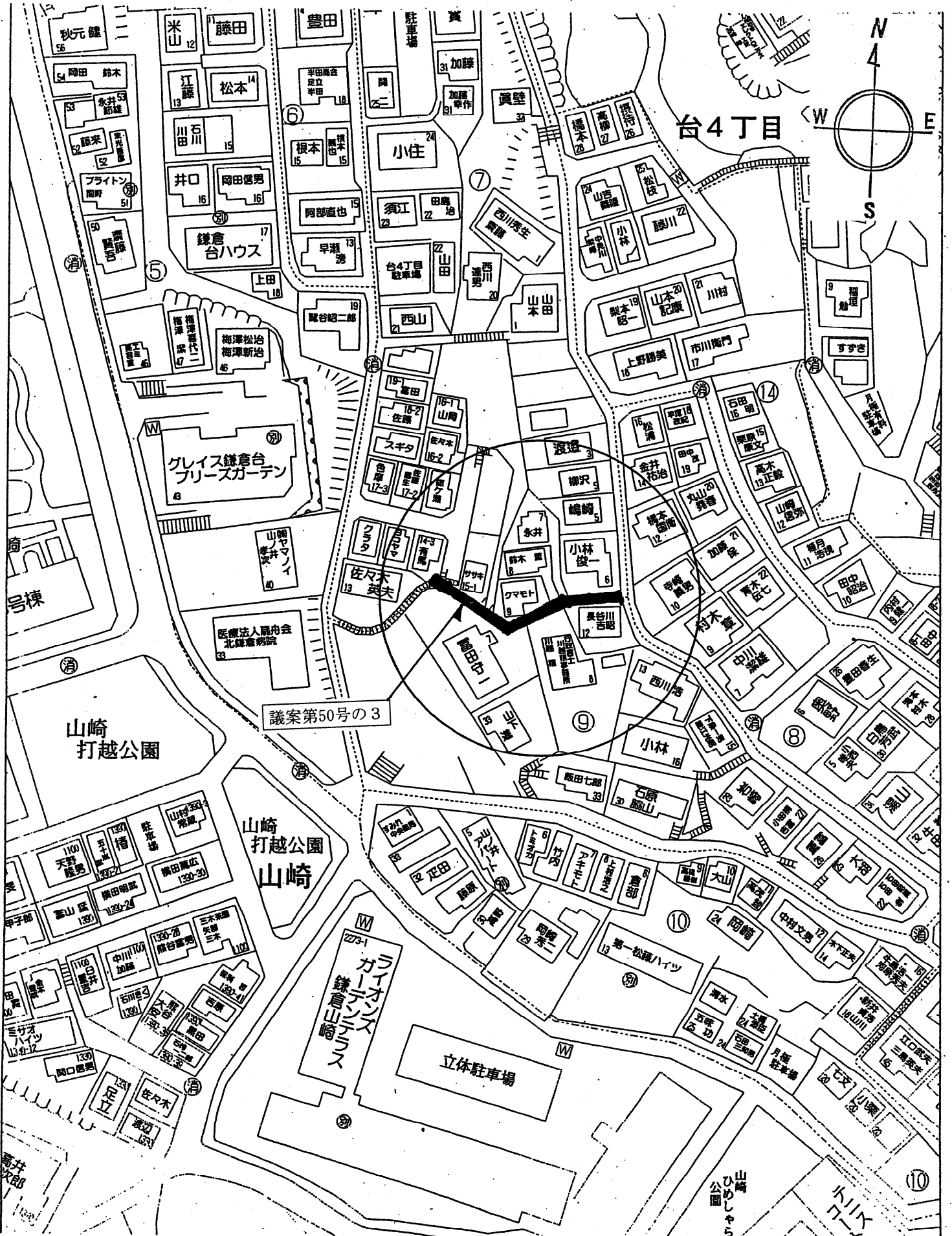
図面番号 4



# 案内図

凡例  廃止箇所

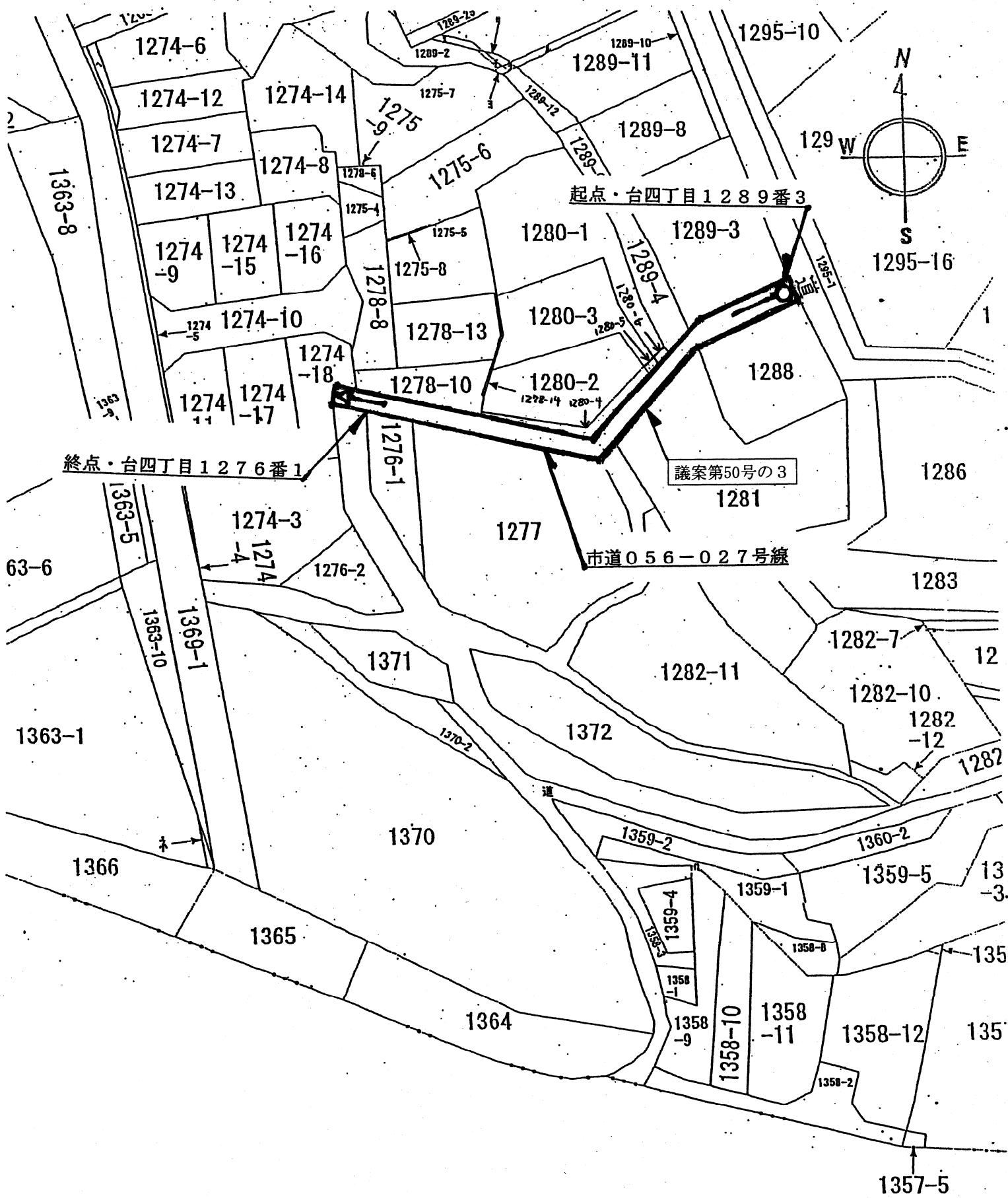
図面番号 5





# 公図写

図面番号 5



議案第 51 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成23年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

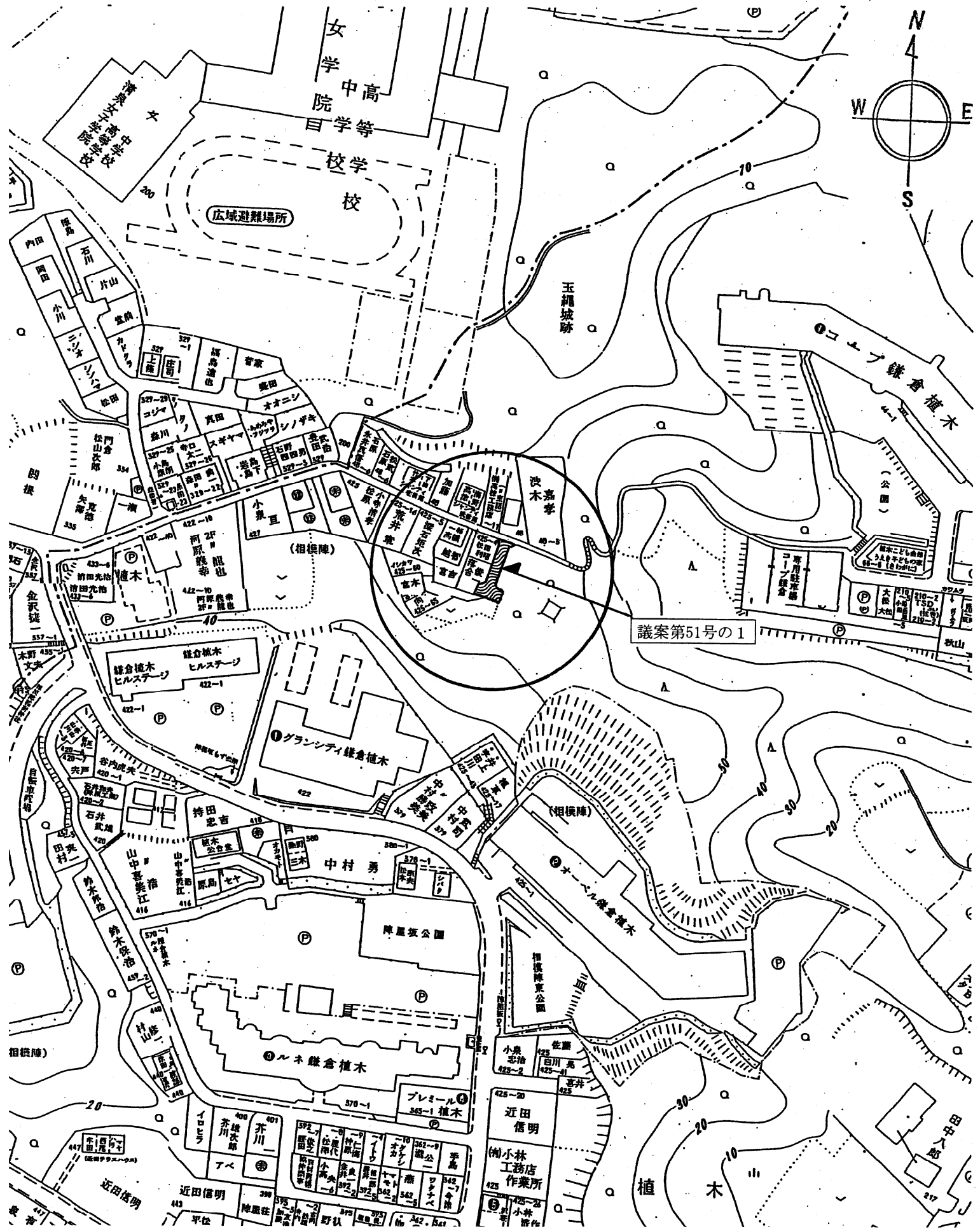
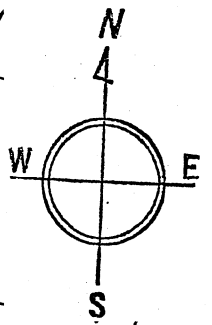
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	植 木 字相模陣	425番 4	植 木 字相模陣	425番67	4.01～ 8.29	27.71	160.56	9
2	玉 縄 三 丁目	595番 7	玉 縄 三 丁目	602番 1	2.14～ 4.77	274.71	1,067.29	10
3	玉 縄 三 丁目	607番 4	玉 縄 三 丁目	607番 8	4.51～ 9.56	29.87	214.86	11
4	台 四 丁目	1289番 3	台 四 丁目	1370番	1.64～ 6.50	85.01	199.10	12

# 案内図

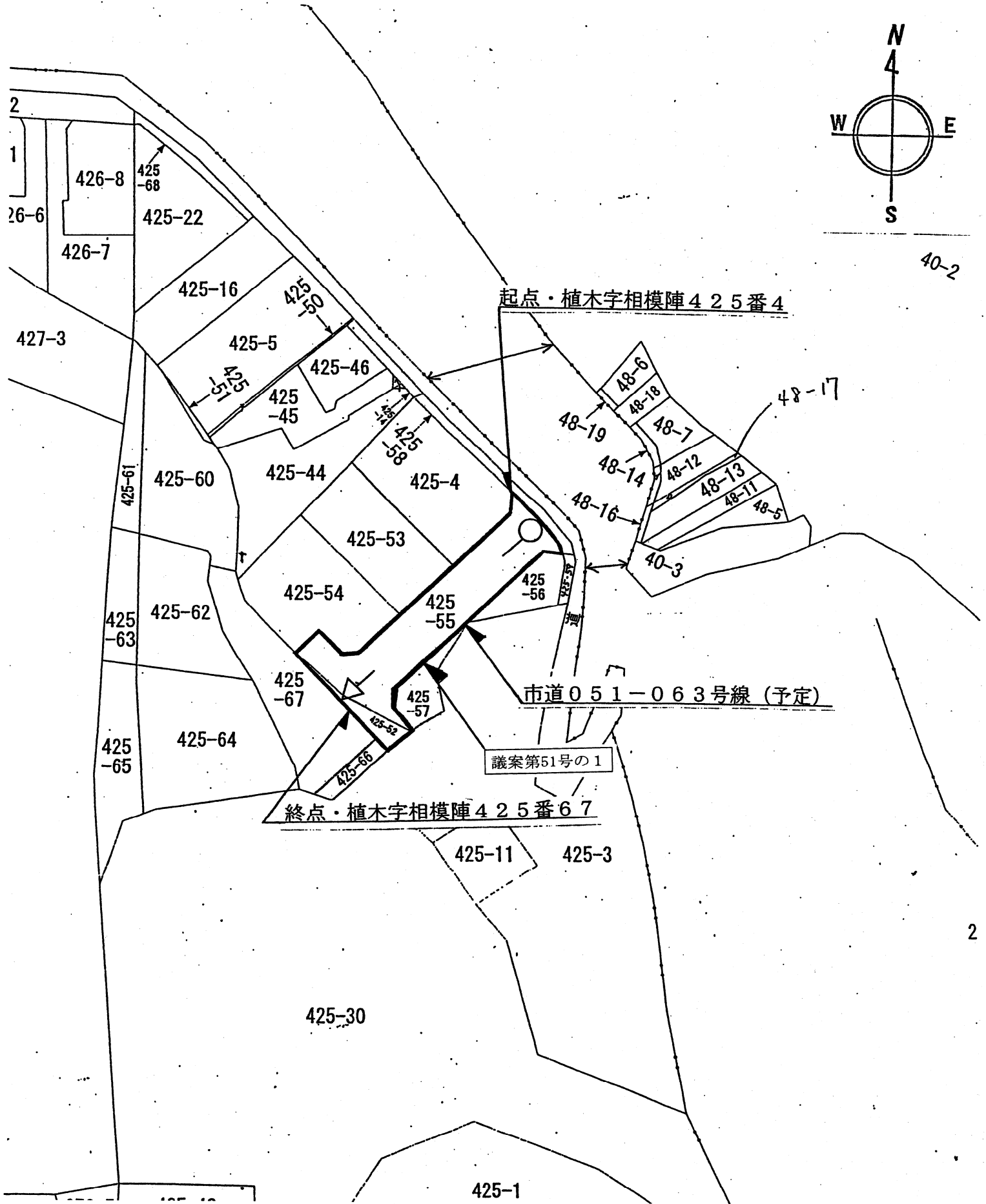
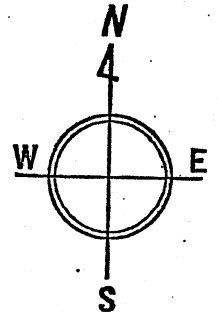
図面番号 9

凡例  認定箇所



# 公図写

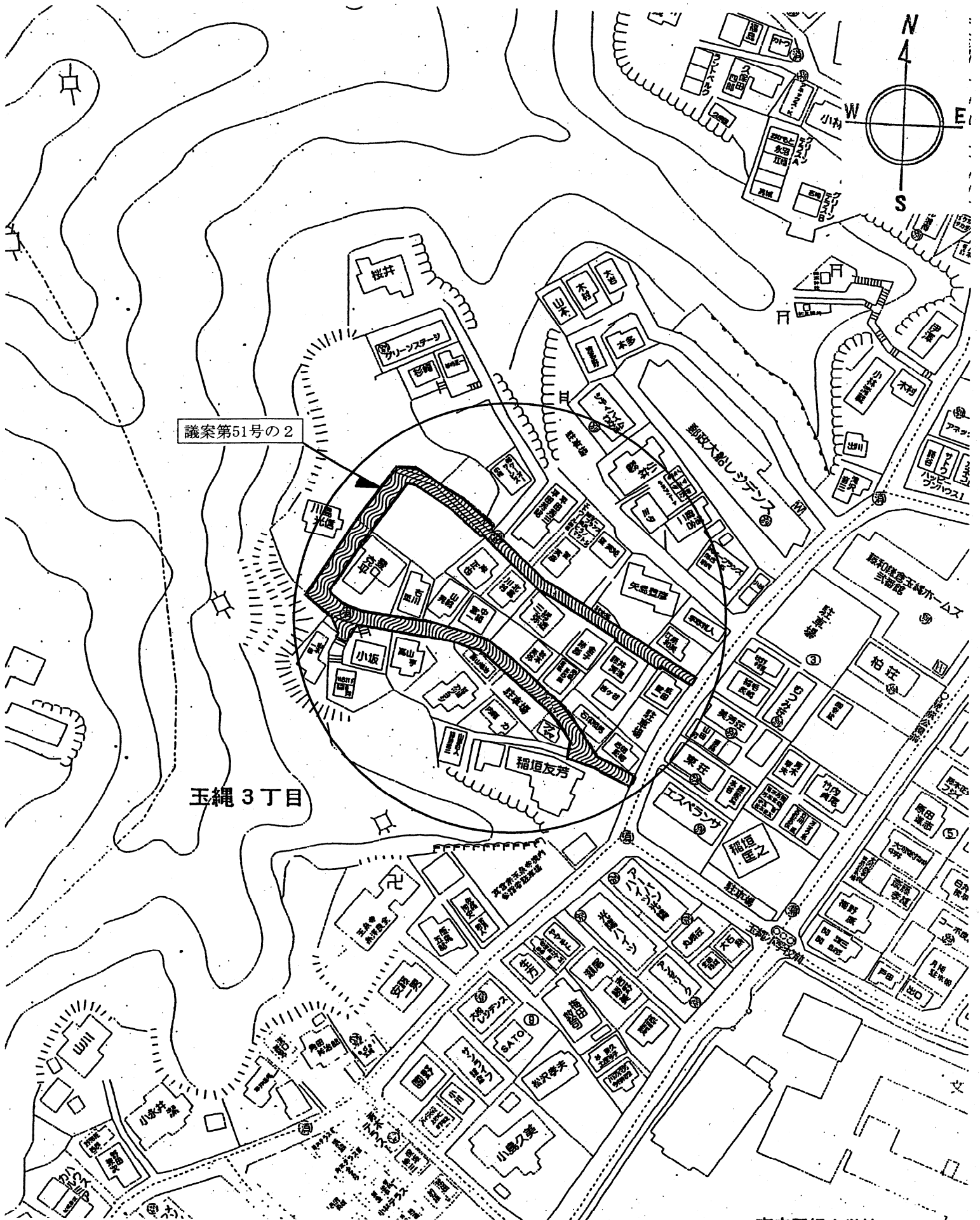
図面番号 9



# 案内図

凡例  認定箇所

図面番号 10

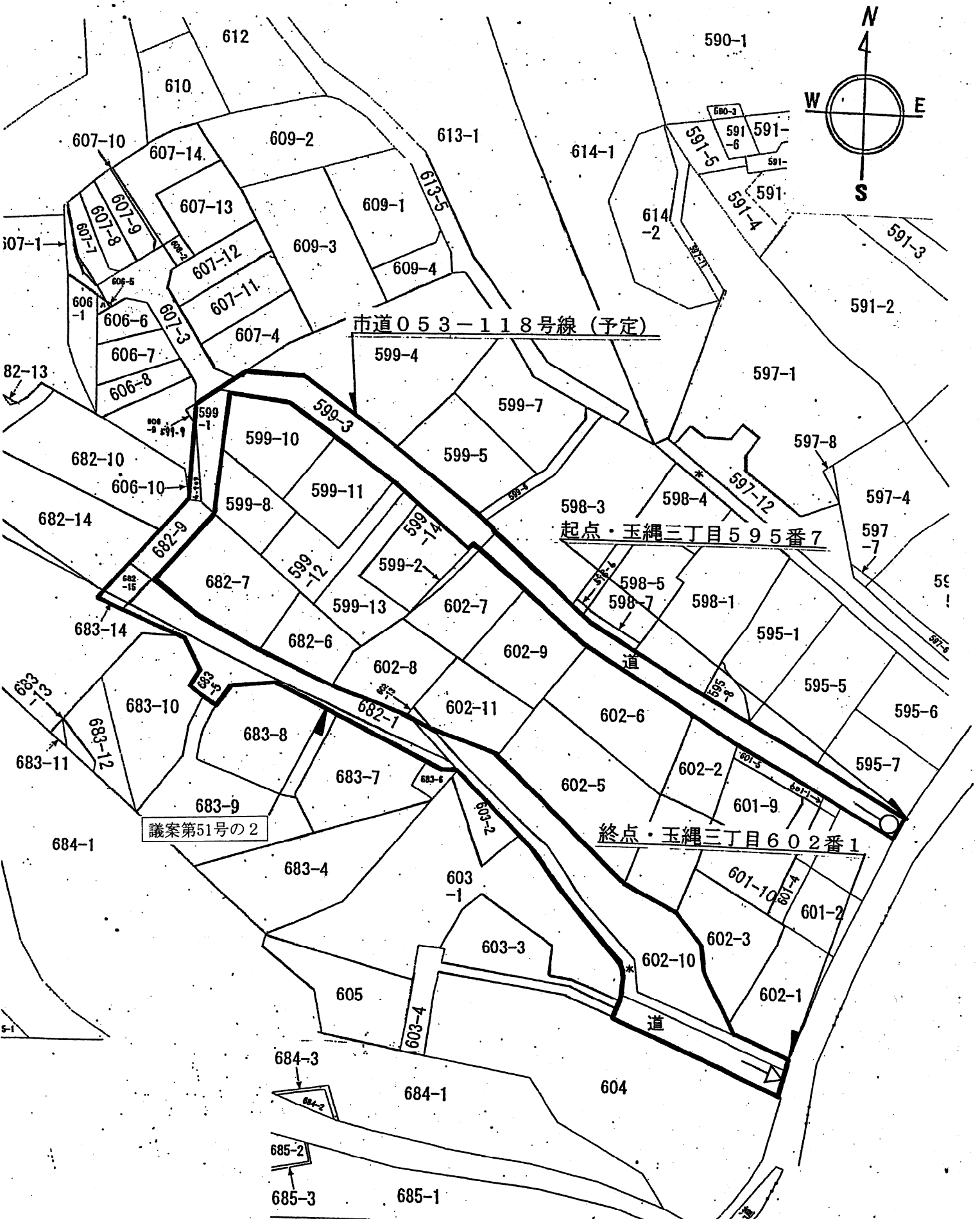


議案第51号の2

玉縄3丁目

# 公図写

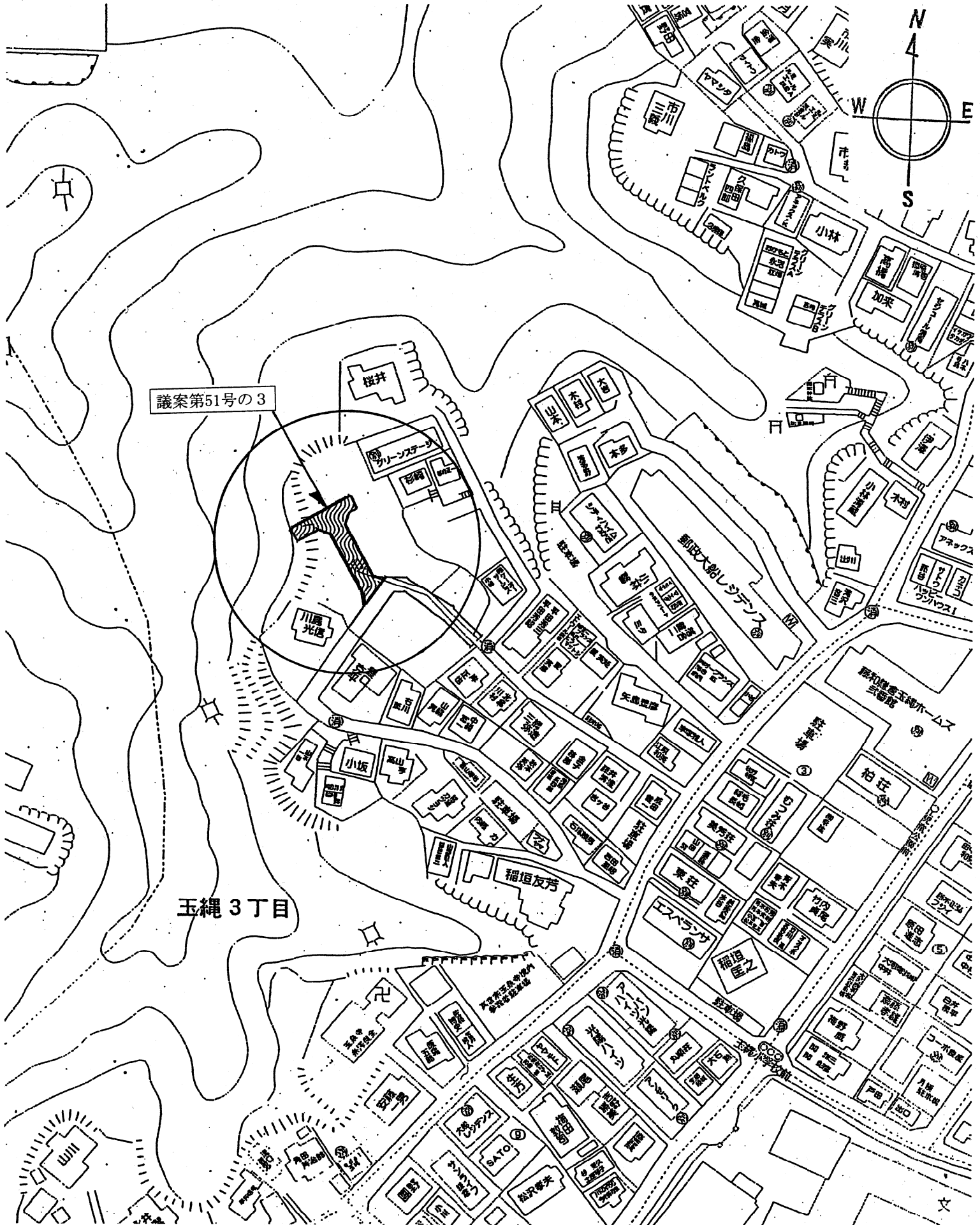
図面番号 10



# 案内図

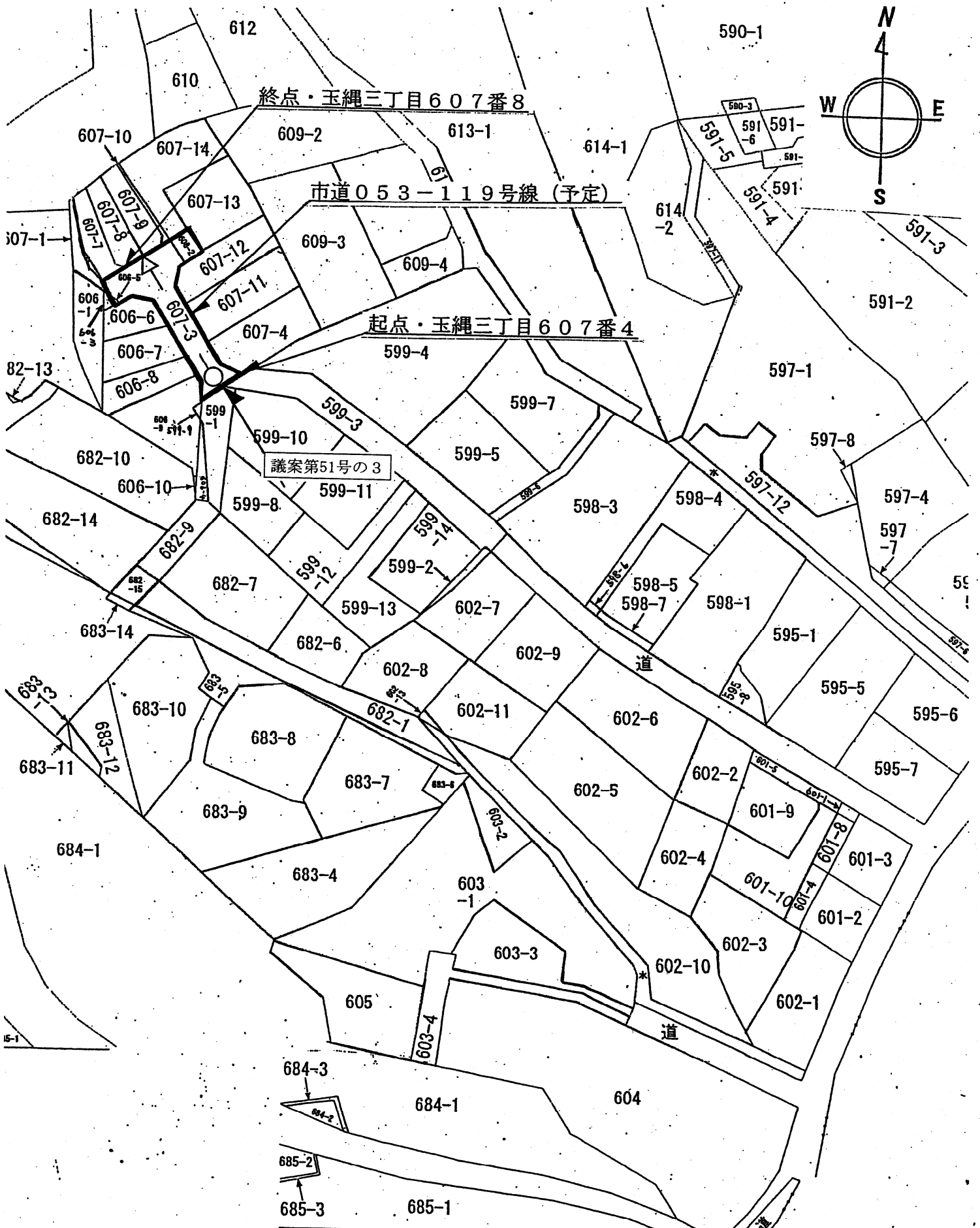
凡例  認定箇所

図面番号 1 1



# 公図写

図面番号 1 1

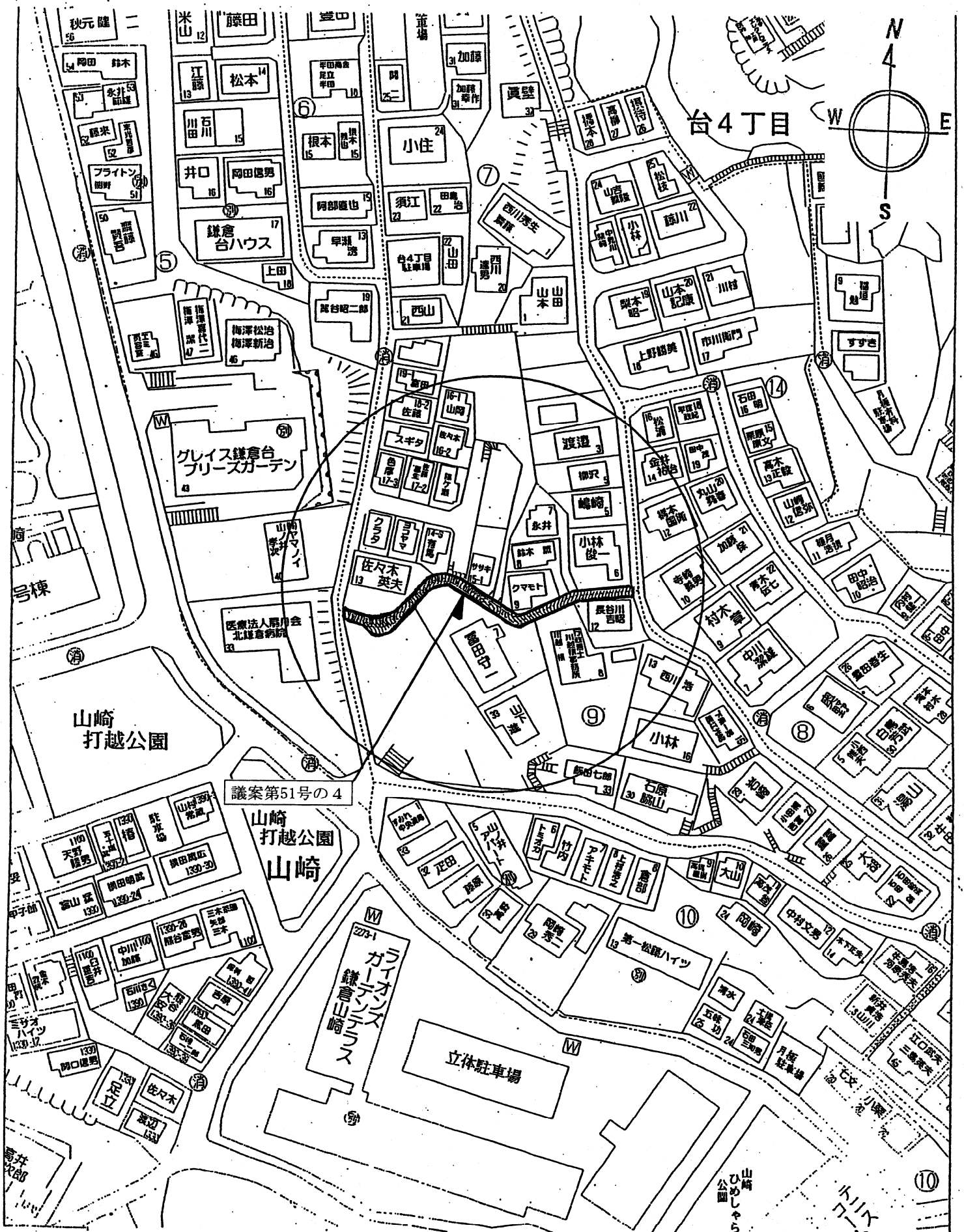




# 案内図

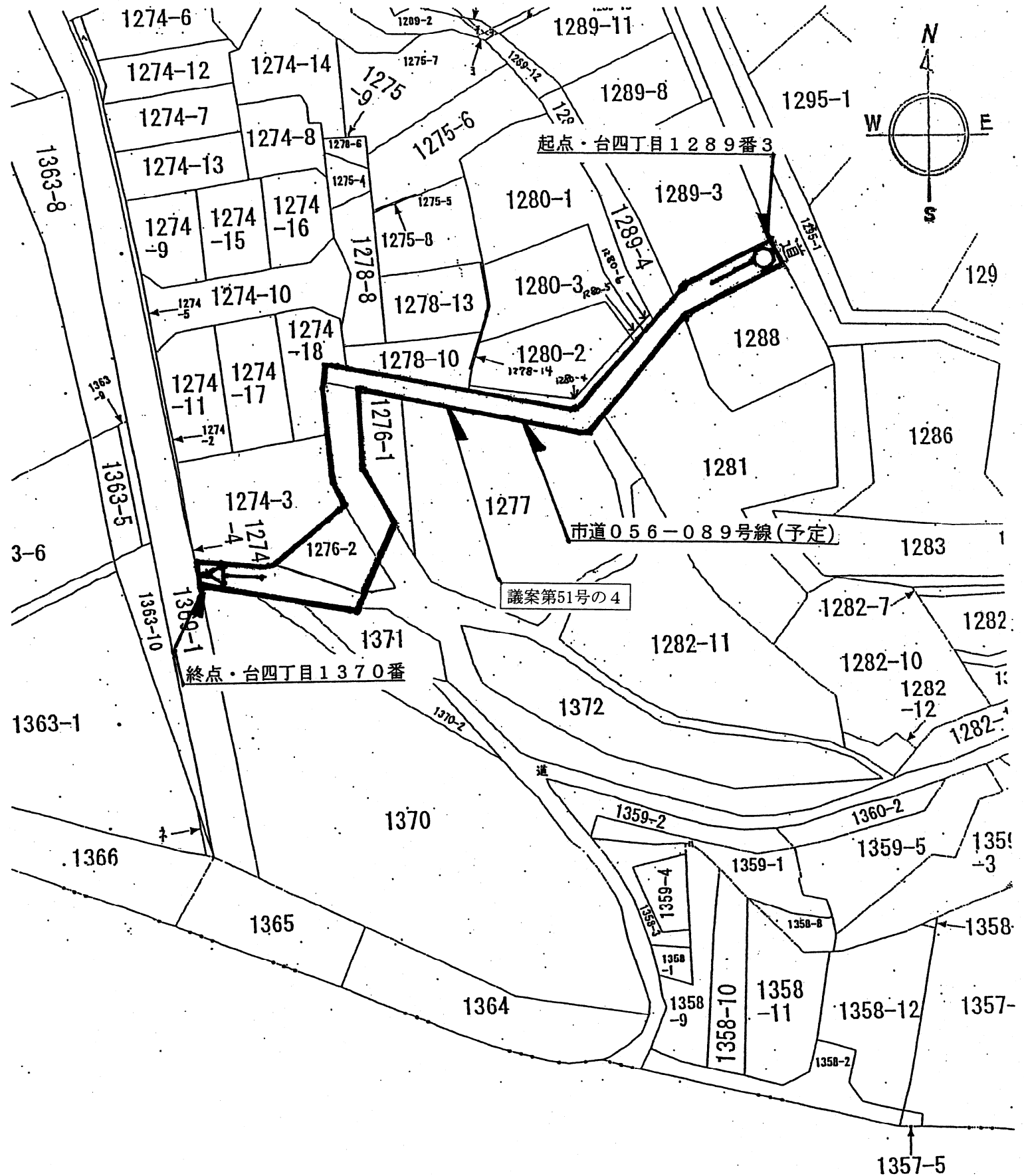
凡例  認定箇所

図面番号 1 2



# 公図写

図面番号 1 2



議案第 52 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成23年9月定例会議案第20号をもって議決された平成23年度腰越漁港改修整備工事（その2）の工事請負契約について、次のとおり変更するものとする。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

(1) 当初の契約金額	283,174,500円
(2) 変更による増額分	84,798,000円
(3) 変更後の契約金額	367,972,500円

「参 考」

## 工事請負変更仮契約書

工 事 名 称	平成23年度 腰越漁港改修整備工事（その2）										
工 事 場 所	鎌倉市腰越二丁目9番 先外										
請 負 代 金 額	■増額		¥	8	4	7	9	8	0	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	4	0	3	8	0	0	0	
解体工事に 要する費用等	別紙のとおり										
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。										
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるもの とします。</p> <p>この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間に ついては、当該通知書に記載のとおりとします。</p> <p>ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結ま での間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく 入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づ く指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しな いものとし、</p> <p>この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償す るものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求で きないものとし、</p>											

平成23年9月30日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のと  
おり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注  
者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 23 年 11 月 9 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松 尾 崇 (印)

受注者 足柄下郡真鶴町真鶴995番地2  
株式会社 鈴木組  
代表取締役 脇 山 俊 (印)

(別紙)

## 解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

### 1 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( 構造物撤去 )	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 1,575,000 円 (税込)  
(受注者の見積金額)  
(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり  
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 518,700 円 (税込)  
(受注者の見積金額)

別 紙

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリートガラ	田中石材土木株式会社	横須賀市長坂三丁目10番13号
アスファルト	同上	同上

※ 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

「参考」  
(原契約書)

## 工事請負仮契約書

工事名称	平成23年度 腰越漁港改修整備工事 (その2)												
工事場所	鎌倉市腰越二丁目9番 先外												
請負代金額				¥	2	8	3	1	7	4	5	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額				¥	1	3	4	8	4	5	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙のとおり												
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による (役務的保証)												
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間												
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。</p> <p>この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。</p> <p>ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。</p> <p>この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社 鈴木組」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 23 年 8 月 12 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松 尾 崇

Ⓜ

受注者 足柄下郡真鶴町真鶴995番地2  
株式会社 鈴木組  
代表取締役 脇 山 俊

Ⓜ

(別紙)

## 解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

### 1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
①仮設	仮設工事 有 (無)	手作業 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 有 (無)	手作業 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 (有) 無	手作業 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ( )	その他の工事 有 (無)	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用                      該当なし 円 (税込)  
(請負者の見積金額)  
(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地                      別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用                      該当なし 円 (税込)  
(請負者の見積金額)



別 紙

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
該当なし		

- ※ 請負者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）
- ※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

「参 考」

## 議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 911 号  
平成23年10月5日

株式会社 鈴木組

代表取締役 脇 山 俊 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	平成23年度 腰越漁港改修整備工事 (その2) (仮契約締結日 平成 23 年 8 月 12 日)
議 決 年 月 日	平成 23 年 9 月 30 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 23 年 9 月 30 日
工 期	平成 23 年 10 月 5 日 から 平成 24 年 3 月 30 日 まで
注 意 事 項	請負代金額 ￥283,174,500円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市腰越二丁目9番 先外

議案第 53 号

不動産の取得について

国指定史跡北条氏常盤亭跡用地を次のとおり取得するものとする。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市常盤字御所ノ内785番外9筆	山林外	14,895.00㎡ (約4,505.7坪)	18,197.40㎡ (約5,504.7坪)

別紙一覧表のとおり

2 取得価格 119,920,866円

3 所有者 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号  
住友不動産株式会社  
代表取締役 小野寺 研一

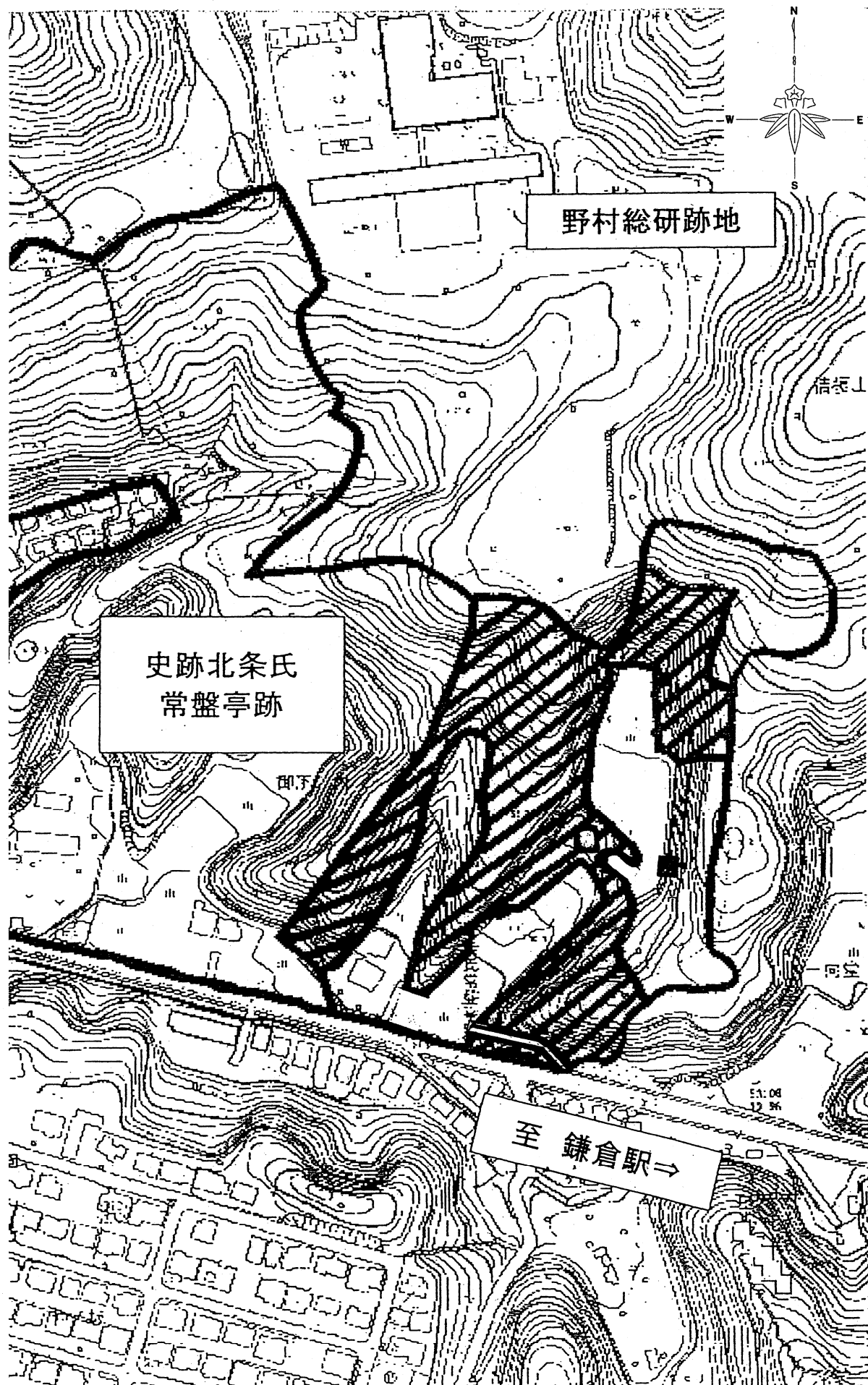
別紙一覽表

	所在地番	地目	公簿面積(m <sup>2</sup> )	取得面積(m <sup>2</sup> )
1	鎌倉市常盤字御所ノ内785番	山林	297.00	1,074.56
2	鎌倉市常盤字御所ノ内786番2	山林	171.00	171.01
3	鎌倉市常盤字御所ノ内788番	山林	198.00	145.41
4	鎌倉市常盤字御所ノ内795番1	山林	3,471.00	2,168.36
5	鎌倉市常盤字御所ノ内795番2	山林	793.00	830.39
6	鎌倉市常盤字御所ノ内795番4	山林	1,983.00	2,964.21
7	鎌倉市常盤字御所ノ内796番	山林	6,446.00	9,001.28
8	鎌倉市常盤字一向堂860番1	山林	102.00	206.01
9	鎌倉市常盤字一向堂861番1	山林	1,375.00	1,575.25
10	鎌倉市常盤字一向堂862番2	雜種地	59.00	60.92
	合計		14,895.00	18,197.40

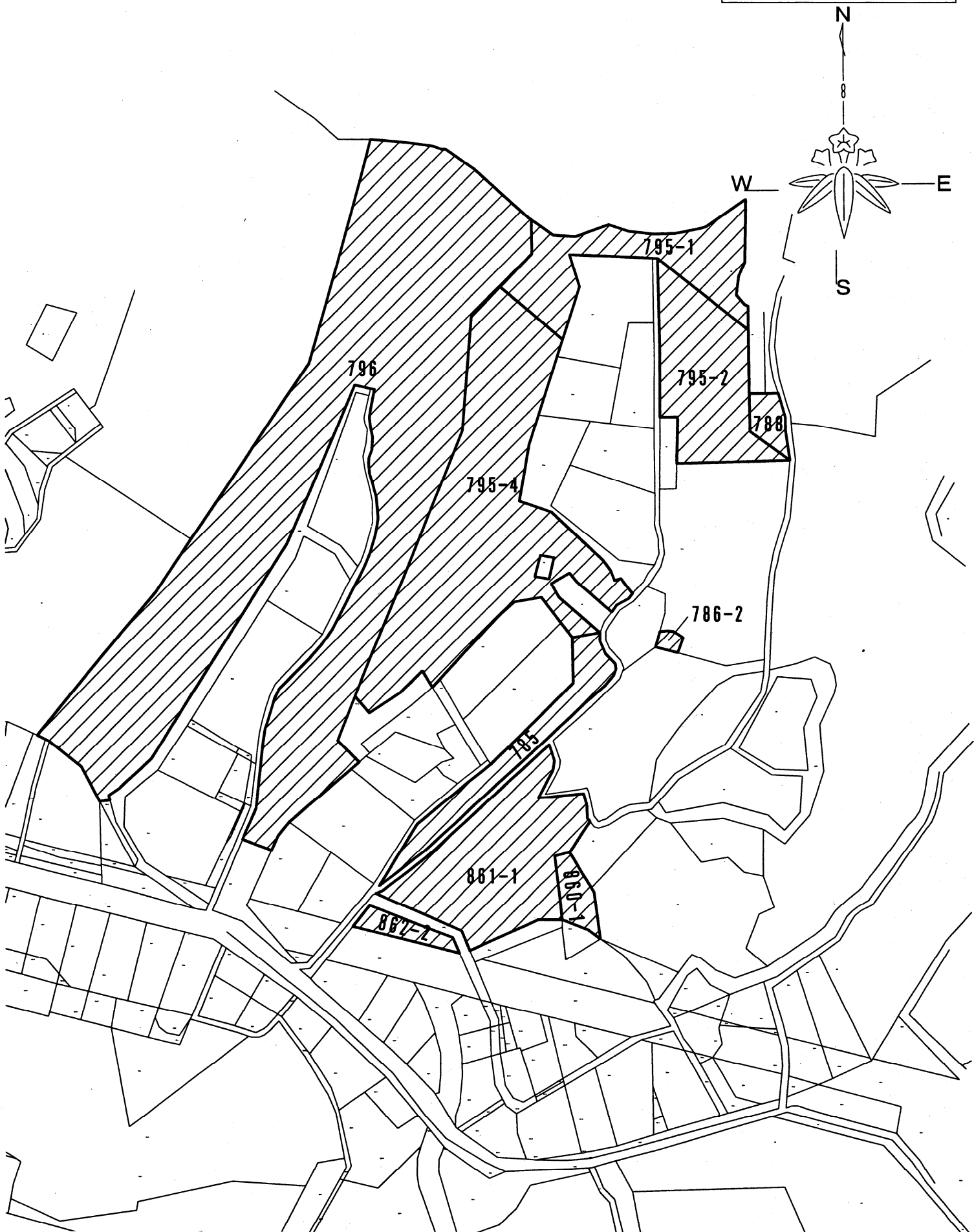




# 常盤亭跡案内図



# 地番図





議案第 54 号

不動産の取得について

鎌倉広町緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市七里ガ浜一丁目2031番イ外18筆	畑外	18,019.36㎡ (約5,450.8坪)	18,019.36㎡ (約5,450.8坪)

別紙一覧表のとおり

2 取得価格 553,374,545円

3 所有者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市土地開発公社

別紙一覽表

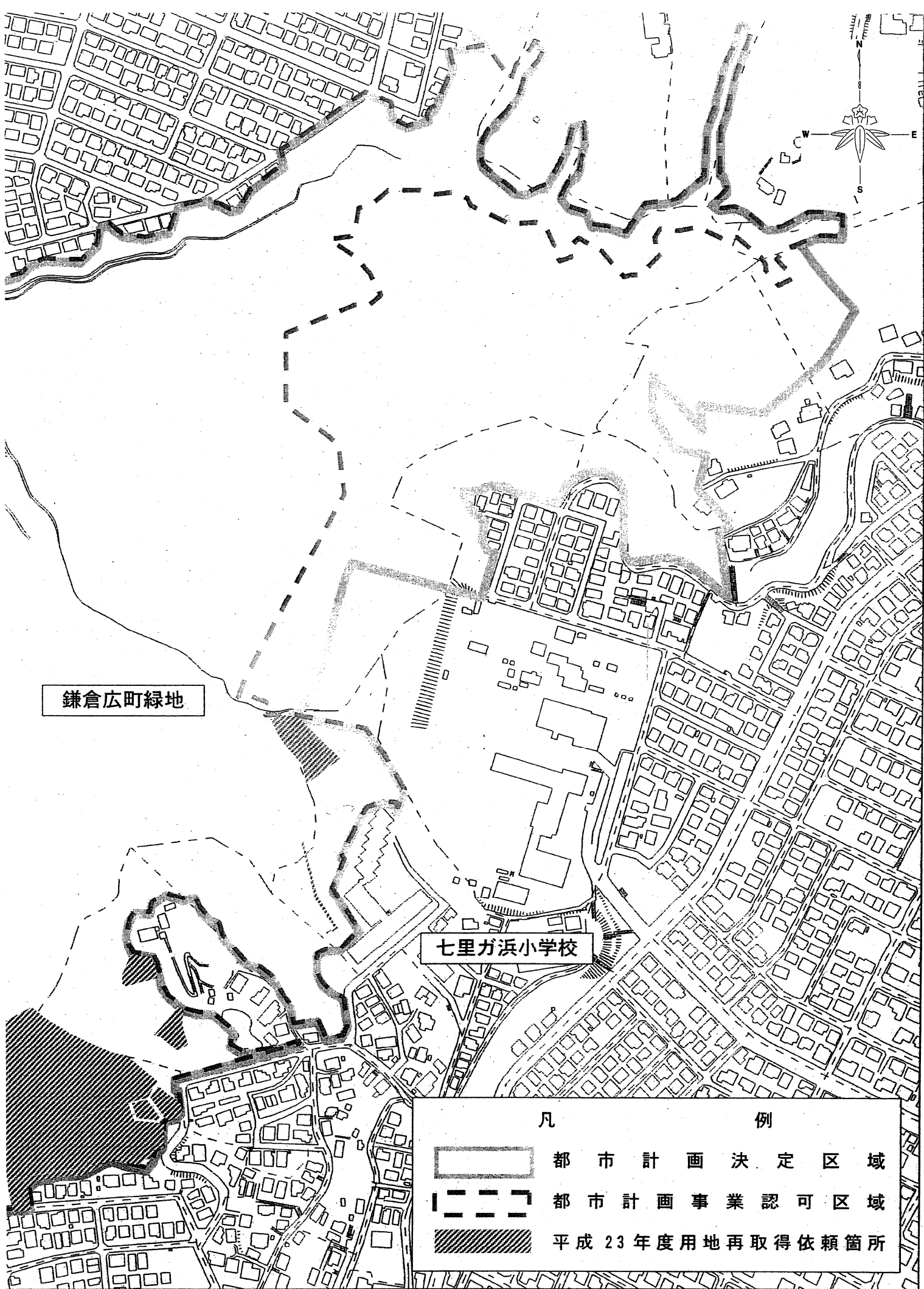
	所在地番	地目	公簿面積(㎡)	取得面積(㎡)
1	鎌倉市七里ガ浜一丁目2031番イ	畑	528.00	528.00
2	鎌倉市七里ガ浜一丁目2036番	田	429.00	429.00
3	鎌倉市七里ガ浜一丁目2137番3	山林	1,256.00	1,256.00
4	鎌倉市七里ガ浜一丁目2137番8	山林	104.00	104.00
5	鎌倉市七里ガ浜二丁目536番3	宅地	32.89	32.89
6	鎌倉市七里ガ浜二丁目536番4	宅地	179.48	179.48
7	鎌倉市七里ガ浜二丁目536番14	宅地	53.76	53.76
8	鎌倉市七里ガ浜二丁目1294番1	公衆用道路	599.00	599.00
9	鎌倉市七里ガ浜二丁目1294番22	宅地	160.23	160.23
10	鎌倉市七里ガ浜二丁目1295番	山林	257.00	257.00
11	鎌倉市七里ガ浜二丁目1296番	公衆用道路	290.00	290.00
12	鎌倉市七里ガ浜二丁目1314番1	山林	2,975.00	2,975.00
13	鎌倉市七里ガ浜二丁目1314番2	山林	8,429.00	8,429.00
14	鎌倉市七里ガ浜二丁目1314番3	山林	298.00	298.00
15	鎌倉市七里ガ浜二丁目1316番	山林	515.00	515.00
16	鎌倉市七里ガ浜二丁目1317番1	山林	704.00	704.00
17	鎌倉市七里ガ浜二丁目1317番2	山林	218.00	218.00
18	鎌倉市七里ガ浜二丁目2025番	山林	337.00	337.00
19	鎌倉市七里ガ浜二丁目2026番	山林	654.00	654.00
	合計		18,019.36	18,019.36

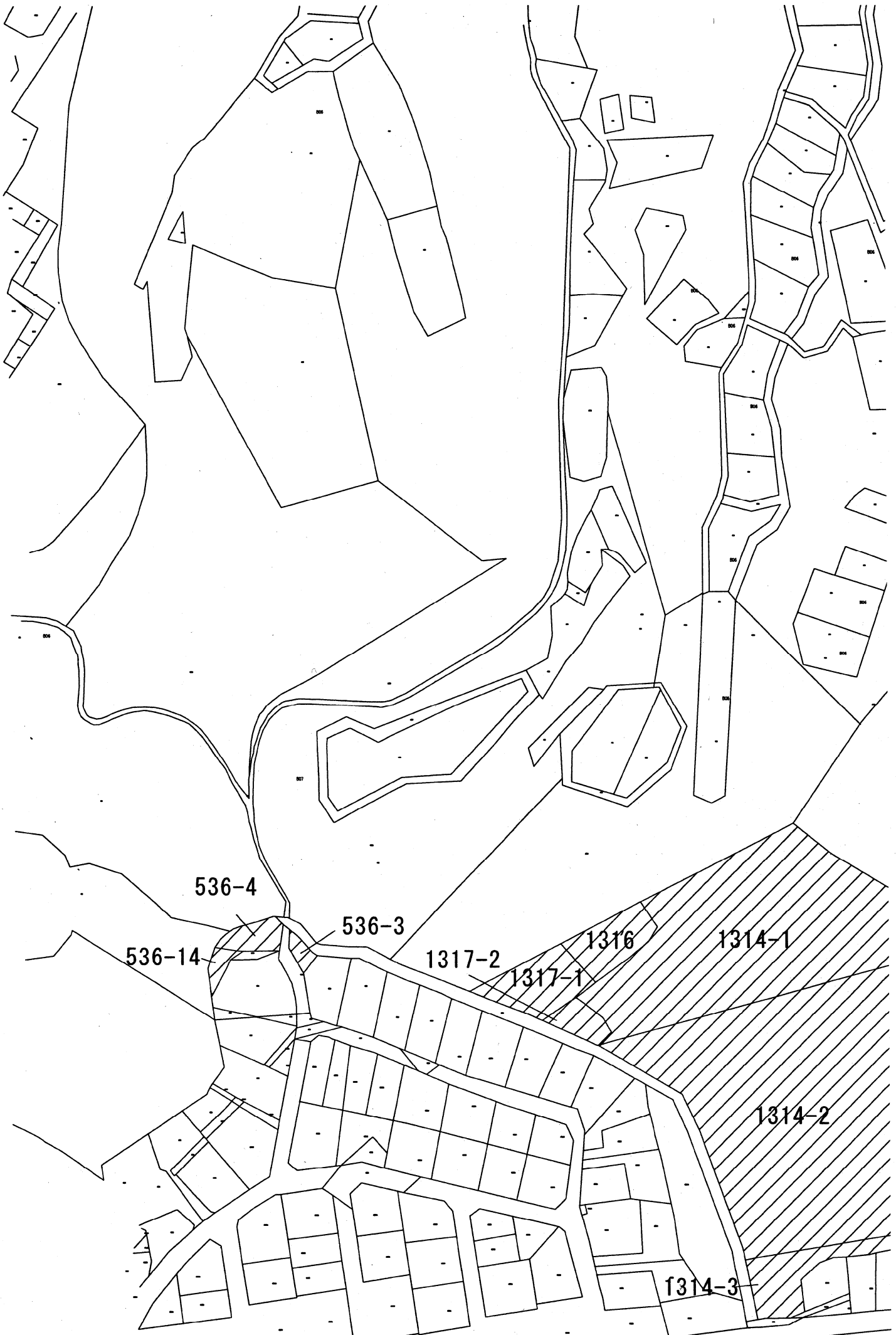


案内図

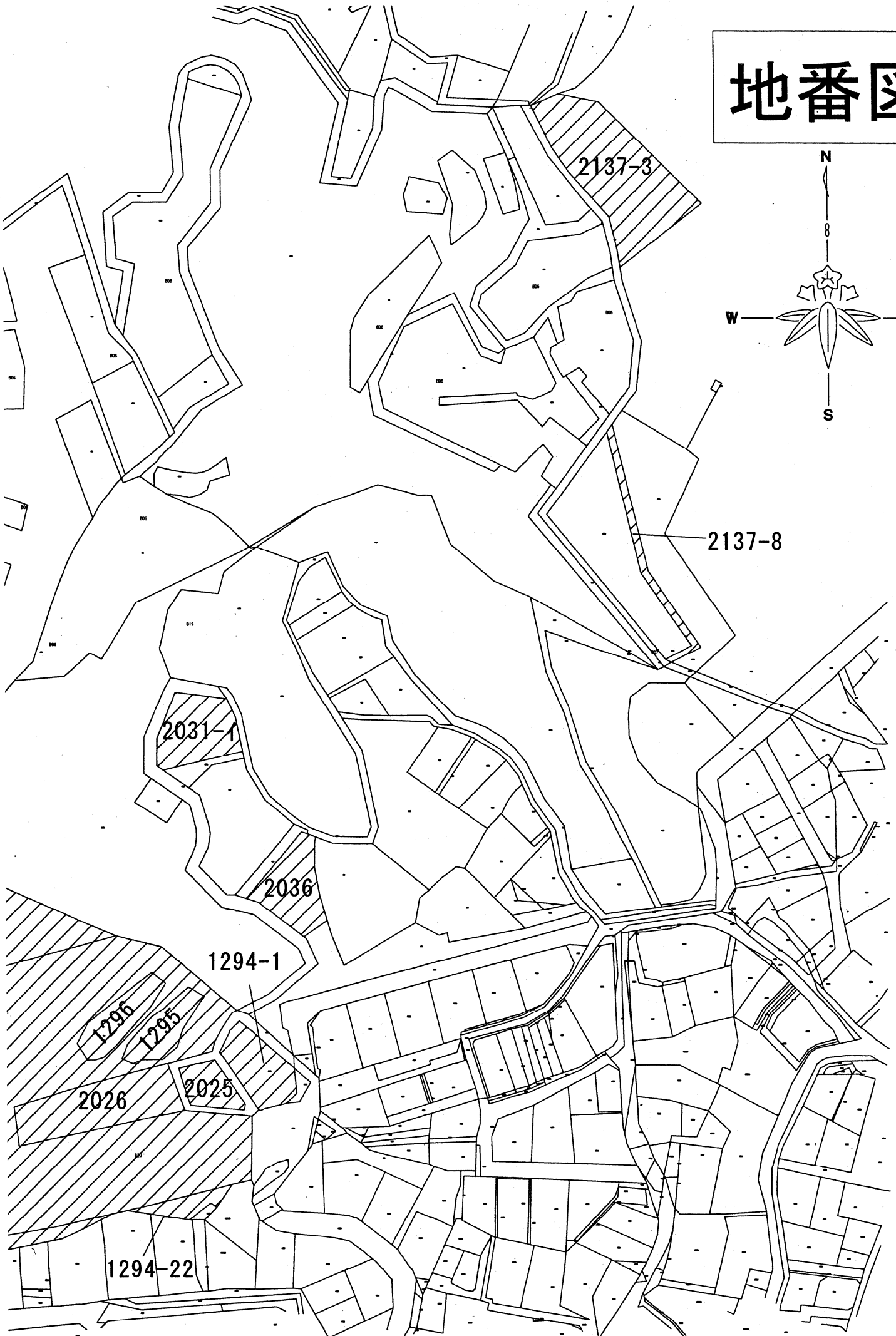
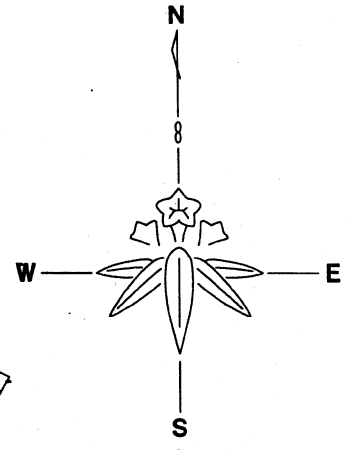
県道腰越・鎌倉線

県立鎌倉高等学校





# 地番図




議案第 55 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定について

平成23年9月21日の台風15号により発生した緑地管理に起因する  
事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 損害賠償の総額 2,726,745円
- 2 損害賠償の相手方 

なお、内訳は別表のとおり



(別表)

損害賠償の額、相手方等

	相手方氏名	相手方住所	損害賠償の額	発生場所
1	██████████	████████████████████	422,100円	██████████
2	██████████	████████████████████	134,400円	██████████
3	██████████	████████████████████	581,490円	██████████
4	██████████	████████████████████	1,242,990円	██████████
5	██████████	████████████████████	18,900円	██████████
6	██████████	████████████████████	326,865円	██████████
	総 額		2,726,745円	

指定管理者の指定について

鎌倉市子育て支援センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉子育て支援センター

深沢子育て支援センター

大船子育て支援センター

2 指定管理者となる団体

横浜市神奈川区西神奈川一丁目9番地1

社会福祉法人 新生会

理事長 飯 田 進

3 指 定 の 期 間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第 57 号

指定管理者の指定について

大船駅西口交通広場自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公 の 施 設 の 名 称

大船駅西口交通広場自転車等駐車場

2 指定管理者となる団体

東京都中央区日本橋茅場町三丁目1番11号

センターサイクル鎌倉共同企業体

代表団体

財団法人 自転車駐車場整備センター

理事長 山 本 正 堯

3 指 定 の 期 間

平成24年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第 58 号

鎌倉市教育に関する事務の職務権限の特例に  
関する条例の制定について

鎌倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のよ  
うに定める。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成24年4月1日付で組織の見直しを行うに当たり、教育に関する事務のうち、スポーツ及び文化に関する事務を市長が管理し、執行できるように職務権限の特例を定めるものである。

鎌倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（スポーツ施設条例の一部改正）

- 2 鎌倉市スポーツ施設条例（昭和31年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条、第4条第2項、第5条第2項、第13条、第14条、第18条、第19条及び第22条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第23条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会が」を削る。

第24条中「教育委員会が」を削る。

（スポーツ推進審議会条例の一部改正）

- 3 鎌倉市スポーツ推進審議会条例（昭和37年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会の」を「市長の」に改め、「し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議」を削る。

第3条第3項及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（文学館条例の一部改正）

- 4 鎌倉市文学館条例（昭和60年7月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条、第5条第2項、第11条第2項第3号及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会が」を削る。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（鏑木清方記念美術館条例の一部改正）

- 5 鎌倉市鏑木清方記念美術館条例（平成10年3月条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条、第5条第2項、第11条第2項第3号及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会が」を削る。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(経過措置)

- 6 この条例の施行前に第2項の規定による改正前の鎌倉市スポーツ施設条例、第4項の規定による改正前の鎌倉市文学館条例及び前項の規定による改正前の鎌倉市鏑木清方記念美術館条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為は、それぞれ改正後の鎌倉市スポーツ施設条例、鎌倉市文学館条例及び鎌倉市鏑木清方記念美術館条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

議案第 59 号

鎌倉市子育て支援事業基金条例の制定について

鎌倉市子育て支援事業基金条例を次のように定める。

平成23年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

神奈川県子育て支援事業市町村交付金を本市の子育て支援の充実及び向上を目的とする事業の財源に充てるため、新たに基金を設置するものである。

## 鎌倉市子育て支援事業基金条例

### (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、子育て支援の充実及び向上を目的とする事業の財源に充てるため、鎌倉市子育て支援事業基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、本市が神奈川県から交付を受ける神奈川県子育て支援事業市町村交付金を原資とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、神奈川県に納付するものとする。



議案第 60 号

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例の  
制定について

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

平成24年4月1日付で組織の見直しを行うものである。

鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例

鎌倉市事務分掌条例（平成7年12月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中	「		「
		市民経済部	市民活動部
		こどもみらい部	こどもみらい部
		健康福祉部	健康福祉部
		環境部	環境部
		まちづくり政策部	まちづくり景観部
	景観部	」	
	」		」

める。

第2条の表経営企画部の項第5号を削り、同項第4号中「広聴及び」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号中「秘書」の次に「、広報及び広聴」を加え、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公共施設の再編についての事項

第2条の表経営企画部の項に次の1号を加える。

(8) 人権及び男女共同参画についての事項

第2条の表総務部の項第8号中「市税」の次に「及び債権回収」を加え、同表防災安全部の項第1号中「総合防災」を「危機管理」に改め、同項第2号中「危機管理」を「総合防災」に改め、同項第3号中「まちづくり」の次に「及び交通安全」を加え、同表市民経済部の項名を「市民活動部」に改め、同項第1号中「市民活動及び市民生活」を「地域のつながりの推進」に改め、同項第2号中「人権及び男女共同参画」を「市民活動」に改め、同項第4号中「産業」の次に「及び勤労者福祉」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) スポーツについての事項

第2条の表まちづくり政策部の項を次のように改める。

まちづくり景観部

- (1) まちづくり政策の企画及び調整についての事項
- (2) 都市計画についての事項
- (3) 交通計画についての事項
- (4) 都市景観についての事項
- (5) 緑地の保全及び緑化についての事項

第2条の表景観部の項を削り、同表都市整備部の項第1号中「及び交通政

策」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 公園についての事項

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項（鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）別表市長の部都市整備部関係の款第3項を削る改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(手数料条例の一部改正)

- 2 鎌倉市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中市長の部市民経済部関係の款の款名を「市民活動部関係」に、同部景観部関係の款の款名を「まちづくり景観部関係」に改め、同部都市整備部関係の款第3項を削る。

議案第 61 号

鎌倉市市税条例等の一部を改正する条例の制定  
について

鎌倉市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、寄附金税額控除の規定について、整備を行うものである。

鎌倉市市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第24条第4号及び第7号中「寄附金（）」の次に「法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、」を加え、同条第9号中「で同条第2項に規定する特定寄附金とみなされる寄附金」を削り、同条第10号中「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する」を「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する」に改める。

(市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市市税条例の一部を改正する条例（平成20年12月条例第17号）の一部を次のように改める。

付則第4項中「新条例」を「鎌倉市市税条例等の一部を改正する条例（平成 年 月条例第 号）による改正後の」に、「第41条の18の3」を「特定非営利活動に関する寄附金」に改め、「第41条の18の2第1項」の次に「に規定する寄附金」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年12月31日までの間における第1条の規定による改正後の第24条の規定の適用については、同条第10号中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。

3 施行日から平成23年12月31日までの間における第2条の規定による改正後の鎌倉市市税条例の一部を改正する条例付則第4項の規定の適用については、同項中「鎌倉市市税条例等の一部を改正する条例（平成 年 月条例第 号

）による改正後の第24条」とあるのは「鎌倉市市税条例等の一部を改正する条例（平成 年 月条例第 号）付則第2項の規定により読み替えられた同条例第1条の規定による改正後の第24条」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3」と、「第41条の18の2第1項に規定する寄附金」とあるのは「第41条の18の2第1項」とする。

議案第 62 号

鎌倉市知的障害者援護施設条例の一部を改正  
する条例の制定について

鎌倉市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

知的障害者援護施設「鎌倉はまなみ」を障害者自立支援施設に変更するため、必要な整備を行うものである。

鎌倉市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

鎌倉市知的障害者援護施設条例（平成7年3月条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市障害者自立支援施設条例

「援護施設」を「自立支援施設」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨及び設置）

第1条 この条例は、知的障害者の福祉の増進を図るため、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、鎌倉市障害者自立支援施設（以下「自立支援施設」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（見出しを含む。）中「、種類」を削り、同条の表を次のように改める。

名称	位置	定員
鎌倉はまなみ	鎌倉市由比ガ浜二丁目3番11号	55人

第2条の次に次の1条を加える。

（事業）

第2条の2 自立支援施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第5条第7項に規定する生活介護に係る事業
- (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。）に係る事業

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 利用者の日常生活上の支援及び生活能力向上のために必要な支援並びに就労に必要な支援及び訓練に関する業務

第6条中「第16条第1項第2号に規定する措置を必要」を「第15条の4の規定による障害福祉サービスの提供が必要である」に改める。

第8条第2項中「及び同条第1項に規定する特定費用の額として市長の承認を得て指定管理者が定める額の合計額とする」を「（その額が現に当該事業に要した費用（同条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額）の100分の10に相当する額の範囲内の額及び特定費用の額の合計額で、指定管理者が市長の承



認を得て定める」に改める。

第10条第2項中「市長が」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第2項の規定は、施行日以後の期間に係る利用料金について適用し、施行日前の期間に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の鎌倉市知的障害者援護施設条例第3条の規定により指定を受けている者は、施行日に改正後の第3条の規定により指定を受けたものとみなす。

議案第 63 号

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市下水道事業運営審議会の答申に基づき、下水道使用料の改定を行うものである。

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例

鎌倉市下水道条例（昭和46年6月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表中「712円」を「776円」に、「97円」を「106円」に、「105円」を「115円」に、「114円」を「125円」に、「126円」を「139円」に、「148円」を「163円」に、「194円」を「214円」に、「242円」を「267円」に、「294円」を「325円」に改め、同条第2項中「の各号」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、第12条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条第1項の規定は、施行日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、施行日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

議案第 64 号

鎌倉市自転車等駐車場条例の一部を改正する  
条例の制定について

鎌倉市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

大船駅西口交通広場自転車等駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、必要な整備を行うものである。

鎌倉市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

鎌倉市自転車等駐車場条例（平成23年10月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項第2号中「駐車場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 次に掲げる駐車場の管理に関する業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 駐車場の利用の承認、その取消し等に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

第9条及び第10条を次のように改める。

（利用料金の支払）

第9条 前条第1項の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、前払とする。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第10条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て

定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第14条を削り、第13条を第14条とする。

第12条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第13条とする。

第11条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長は、第7条第1項の承認を得た者（以下「使用者」という。）が、」を「指定管理者は、利用者が」に、「同項」を「第8条第1項」に、「使用」を「利用」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「第7条第3項」を「第8条第3項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「使用」を「利用」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「理由により」の次に「指定管理者が」を加え、同号を同条第4号とし、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（利用料金の返還）

第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

第15条第2項中「市長が」を削る。

第16条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条）

種別	利用区分		利用料金の上限額	
			市民	市民でない者
自転車	定期利用	1箇月	円 2,100	円 3,150
		3箇月	6,200	9,300
		6箇月	12,200	18,300
	一時利用	1日1回	150	150
原動機付 自転車	定期利用	1箇月	3,650	5,500
		3箇月	10,800	16,200

	6 箇月	21,200	31,800
一時利用	1 日 1 回	250	250

備考 市民とは、市内に住所を有する者をいう。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 65 号

平成23年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第8号）

平成23年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ505,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,198,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		7,226,575千円	△ 1,326,353千円	5,900,222千円
	5 国庫負担金	6,179,831	△ 1,326,353	4,853,478
60 県支出金		2,958,183	597,082	3,555,265
	5 県負担金	993,407	280,109	1,273,516
	10 県補助金	1,644,286	316,973	1,961,259
65 財産収入		129,013	806	129,819
	5 財産運用収入	21,018	806	21,824
75 繰入金		2,308,081	219,710	2,527,791
	5 基金繰入金	2,306,081	219,710	2,525,791
85 諸収入		1,994,694	3,155	1,997,849
	25 雑入	425,943	3,155	429,098
歳 入	合 計	56,704,400	△ 505,600	56,198,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		6,273,847円	148,289円	6,422,136円
	5 総務管理費	4,947,562	148,289	5,095,851
15 民生費		20,065,799	△ 687,297	19,378,502
	5 社会福祉費	9,606,356	69,050	9,675,406
	10 児童福祉費	8,718,032	△ 756,347	7,961,685
20 衛生費		5,462,619	13,370	5,475,989
	5 保健衛生費	1,604,395	5,045	1,609,440
	10 清掃費	3,556,317	8,325	3,564,642
45 土木費		8,708,730	3,533	8,712,263
	20 都市計画費	6,123,317	3,533	6,126,850
50 消防費		2,744,665	16,505	2,761,170
	5 消防費	2,744,665	16,505	2,761,170
歳 出 合 計		56,704,400	△ 505,600	56,198,800

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	私立保育所施設整備 助成事業	千円 163,689

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉市名誉市民費 追悼展開催事業費	平成23年度から 平成24年度まで	千円 5,137
鎌倉市子育て支援センター 管理運営事業費	平成23年度から 平成28年度まで	112,210

議案第 66 号

平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第2号）

平成23年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,174,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 国庫支出金		3,665,042千円	31,944千円	3,696,986千円
	5 国庫負担金	3,611,242	31,944	3,643,186
25 療養給付費交付金		793,765	2,906	796,671
	5 療養給付費交付金	793,765	2,906	796,671
30 県支出金		737,400	5,637	743,037
	5 県補助金	615,823	5,637	621,460
45 繰越金		26,500	61,013	87,513
	5 繰越金	26,500	61,013	87,513
歳 入	合 計	18,072,800	101,500	18,174,300

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 保険給付費		12,579,169円	2,906円	12,582,075円
	5 療養諸費	11,272,888	2,906	11,275,794
14 前期高齢者納付金等		5,549	1,288	6,837
	5 前期高齢者納付金等	5,549	1,288	6,837
17 介護納付金		883,000	93,953	976,953
	5 介護納付金	883,000	93,953	976,953
30 諸支出金		17,211	3,353	20,564
	5 償還金利子及び還付加算金	17,211	3,353	20,564
歳 出	合 計	18,072,800	101,500	18,174,300